

## 教育旅行誘致事業業務委託仕様書（案）

### 1 業務名

教育旅行誘致事業業務委託

### 2 目的

移住定住人口の拡大に向け、一人でも多くの人に本市をその候補先として視野に入れていただくためには、本市を訪れる人の数を拡大すること、来ていただいた人に本市の魅力を伝えることが必要である。

これまで本市は相馬野馬追以外の観光的素材が少なく、通年での観光客の誘客に苦慮してきたため、東日本大震災からの復興に向けた新たな産業の勃興といった地域課題や社会課題そのものが来訪動機となり得る教育旅行を、関係人口拡大に向けた切り口として力を入れてきた。

近年の教育のトレンドである「探究活動」の一環として実施されるテーマ性の高い教育旅行は、複数年に渡って継続的に実施する傾向が強く、毎年新たな顧客（生徒、学生）を半ば自動的に連れてきてくれることとなり、関係人口が毎年積みあがっていく事業となり得る。

本市においては、被災地としての側面を持ちながらも、地域がリセットさせられたことをバネに新たな価値を創造している個人や企業が多く存在しているため、来訪者に対し、被災した過去を踏まえた上でこれからの中へと目を向かわせることができやすく、他にはないプレゼンスが發揮できる地域であり、それを感受性豊かな若い世代に体験いただくことで、本市への興味を植え付けることができる。

こうした本市の特性を活かした探究活動をはじめとする教育旅行向け未来志向型プログラムを造成、広範なプロモーションの展開、学校へのアプローチを進めることで、本事業を本格的に開始した令和5年度は3校、令和6年度7校、令和7年度9校（見込み）と来訪校が順調に増加し、ほとんどの来訪校が毎年継続実施となっている。また教育旅行で訪れた教職員や生徒の中には、後日、相馬野馬追を中心として家族や仲間で本市を再訪する方々も確認され、事業の効果が徐々に拡大しており、移住者獲得に向けた関係人口の拡大にも寄与してきている。

令和8年度においては、「プログラムの拡大」、「プロモーションや営業活動」をもとに、「来訪、リピーター化の促進」と、事業の定着のための「受入オペレーション強化」を進め、持続的な教育旅行誘致の流れを確立し、本市が教育旅行目的地としての価値を高めることで、さらなる交流人口、関係人口の拡大に寄与することを目的とする。

### 3 業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）

### 4 業務内容

#### （1）プログラムの拡大とツールの整備

① 「日常が突然消えたまち やってきた“クロスロード”」の登場者拡大（2名以上）

・プログラム内容はそのままに、登場者の人数を拡大し、バリエーションを広げること。

(本市在住または本市に所以のあるひと)

- ・登場者数拡大に伴い、内容アレンジが必要になった場合、都度対応すること。
  - ・プログラムプロデューサーと連絡を密にし、プログラムの品質を維持向上させること。
  - ・過去理解や知識蓄積で完結せず、未来志向の内容となっていること。
- ② 「リセットされたまちが、未来へのスイッチを押す。」については、内容を大きく変更する必要はないが、運営者と連絡を密にし、プログラムの品質を維持すること。
- ③ プログラム企画書・営業ツール作成（1000部×4、5種類想定）
  - ・プログラム内容がリバイスされる都度、企画書を作成のこと。
  - ・「探究活動」に相応しく、生徒の成長に資する内容であることを表現すること。
  - ・企画書以外もツールを作成、整備のこと。（モニターツアー、宿泊施設、営業促進など）

## （2）効果的なプロモーションの実施

- ① プロモーションの機会の提供（3回以上）
  - ・異なる地域で広範な旅行会社と接触機会となるものであること。
  - ・造成したプログラムを効果的にプロモーションする具体的な方法を提案すること。
  - ・実施地域、アプローチ先、回数は自由提案とする。
- ② 旅行会社の教育旅行担当者への効果的アプローチの実施（100名以上）
  - ・①のプロモーションのほか、効果的アプローチ方法を提案のこと。
  - ・具体的手法については自由提案とする。
- ③ ターゲットとなる学校の絞り込みとアプローチ
  - ・旅行会社と連携し、本市の狙いに合致する学校の特定とアプローチを実施すること。  
(5校以上)

## （3）学校行事化に向けた来訪促進（モニターツアーの実施）

- ① プログラムを採用し、本市で新たな学校行事を実施してもらうことを狙いとした、教職員（一部旅行会社学校担当者）対象の来訪ツアーを実施すること。（20名以上かつ5校以上）
  - ・対象は、県外（全国）の私立中学校・私立高校、大学とする。
  - ・学校（団体）ごとにツアー実施、催行すること。
  - ・当該ツアーの一切の手配・精算、オペレーション、随行を行うこと。
  - ・造成したプログラムに沿って探究学習を本隊同様に体感できる視察内容とすること。
  - ・実際の来訪に繋がる効果的な実施時期や手法を具体的に示すこと。
  - ・モニターツアーの実施にあたり、特筆すべき提案があれば記載すること。
  - ・アンケートを実施し、回収分析すること。

## （4）安心して来訪してもらうための受入オペレーション強化

- ① 学校や旅行会社等からの問い合わせや行程のアドバイス、施設予約等を含めた本事業の専用相談窓口の運営及びスタッフの配置
  - ・プログラムおよび宿泊や交通等の旅行構成要素をアレンジすること。

- ・教育旅行の受入にあたり、本市の地域的な特性や受入側の現状や課題を提起し、それらの課題をクリアレスムーズな受入をするための具体的な手法を示すこと。
- ② モニターツアーに関わる全ての手配と精算業務、学校行事本隊に関わる仮手配などの学校受入のためのオペレーション業務を行うこと。
- ③ モニターツアー、学校行事本隊の本市来訪時は、市職員とともにアテンドし、添乗補佐業務を行うこと。
- ④ 「日常が突然消えたまち やってきたクロスロード」プログラムの運営においては、スキームに則った手配、精算業務を行うこと。

#### (5) 事業の持続的発展のための新たな提案

PR や営業、プログラムの創生や運営など、これまでの経緯を踏まえた上で事業が停滞することなく、シームレスに持続、発展していくための自由な具体案を示すこと。

#### (6) 成果報告書の提出

紙媒体及び電子媒体一式（形式 docx/xlsx/pdf 等）

### 5 業務体制

- (1) 定期的な打合わせのほか、本市内外各関係機関との調整のため、求めに応じ遠隔ではなく随時本市来訪を可能とし、細かなコミュニケーションがとれる体制があること。
- (2) 配置予定者は十分な業務能力、実績を有していること。

### 6 業務実績

本業務と類似の業務の受注実績があること。

### 7 業務打ち合わせ

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、業務中間時、業務完了時、その他必要に応じて業務の打ち合わせを実施するものとする。
- (2) 発注者と受注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針等の疑義を正し、その内容については、その都度相互に確認するものとする。

### 8 委託料の支払い

委託料については、業務完了後に一括で支払うものとする。

### 9 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、受注者は、本業務に関連する法令等を熟知し、法令等を遵守するとともに、計画の内容についても、関連法令に適合した内容となっているかを適宜確認しながら行うものとする。

## 1.0 秘密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損、流用及び第三者（協力会社含まず。以下同様）への提供の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

## 1.1 関連先との調整

- (1) 本業務の履行に当たり、他の関連事業者等（例：許認可権者、権利者等）との協議、調査、資料請求等への対応が必要になると考えられる場合、受注者は、発注者と協議の上、対応するものとする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、関連事業者等と綿密な連携が必要となることから、受注者は、発注者の指示に従い業務を遂行すること。

## 1.2 その他

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、総括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- (2) 業務の全部を包括的に第三者に再委託することはできない。
- (3) 提出された報告書、成果品は、当市に帰属することとする。
- (4) 業務について、受注者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償することとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた事項については、必要に応じて受注者と市で協議してその取扱いを定めるものとする。
- (6) 本業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記 事項」を遵守すること。受注者が取得した個人情報は、市が所有することとする。
- (7) 本業務を実施するにあたっては、南相馬市の環境マネジメント活動について理解・協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。